

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（614）」

2. 日時：平成30年1月22日 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査管、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループ 副長（他3名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）のうち、「高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱」及び「水素燃焼」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 不確かさ評価において、圧力容器破損の時間は、「わずかに早まる」ことが想定されるとしているが、定量的にどの程度早まるか整理し、提示すること。
- 要員の評価において、「必要な要員2名に対して、参集要員71名が確保されるため対応可能」との記載があるが、当該2名の役割を71名すべてが担えるという趣旨であるのか、技術的能力1.0における説明方針を確認した上で、整理し提示すること。
- 逃がし安全弁（自動減圧機能）の2弁による急速減圧操作において、高圧窒素ポンベを使用するとしているが、資源の評価としての考慮の有無について、その理由を含め整理し、提示すること。
- 有効性評価における操作に関して、計装設備を設定していない操作及びその理由を整理し、提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表